○国土交通省告示第八百十四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年国土交通省告示第七百七十号）及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（令和二年国土交通省告示第千三百七十六号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　国土交通省の庁舎であって東京都千代田区霞が関二丁目一番三号に所在するもの

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	霞が関二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	内幸町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、永田町一丁目及び二丁目、隼町、日比谷公園、平河町二丁目並びに有楽町一丁目
東京都中央区	銀座六丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都港区	赤坂一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新橋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門一丁目及び二丁目、元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに西新橋一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　国土交通省の庁舎であって東京都港区虎ノ門三丁目六番九号に所在するもの

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都港区	虎ノ門三丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	内幸町二丁目、霞が関一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに永田町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を気象庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

	東京都港区
	赤坂一丁目、二丁目及び六丁目、麻布台一丁目から三丁目まで、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目及び二丁目、芝大門一丁目、芝公園一丁目、二丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新橋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から六丁目まで、西新橋一丁目から三丁目まで、東麻布一丁目及び二丁目、虎ノ門一丁目から五丁目まで並びに六本木一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

○環境省告示第三十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年環境省告示第六十六号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

環境大臣　石原　宏高

一　環境省の庁舎であって東京都千代田区霞が関一丁目二番二号に所在するもの

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	霞が関一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	霞が関一丁目から三丁目まで、内幸町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、永田町一丁目及び二丁目、丸の内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに日比谷公園
東京都中央区	銀座二丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都港区	新橋一丁目から四丁目まで、西新橋一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目、虎ノ門一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）